

建設業者の皆さまへ

八幡市暴力団排除条例を制定しました

八 幡 市

暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により本市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活を確保を図ることを目的として、八幡市暴力団排除条例を制定しました。

条 例 の 主 な 内 容

- 市、市民等の責務（第4条、第5条）
- 市の事務事業における措置（第6条）
- 市民等に対する支援（第7条）
- 市が設置した公の施設の使用の不承認等（第9条）
- 公共工事からの暴力団排除（第10条）
- 威力利用行為、利益供与の禁止（第11条、第12条）
- 青少年に対する教育等のための措置（第14条）
- 報告又は資料の提出（第15条）
- 罰則（第19条）

1 八幡市暴力団排除条例第10条・第15条概要

(1) 暴力団員等との公共工事契約の締結禁止

市が、公共工事を請け負わせる契約（請負契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第10条第1項）

暴力団員とは…

- 暴力団員（暴力団の構成員）
- 法人の場合、役員や使用人に暴力団員のあるもの
- 個人の場合、使用人に暴力団員のあるもの
- 暴力団員がその事業活動を支配する者

をいいます。

使用人とは…

支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者をいいます。

また、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務等について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者をいいます。

(2) 暴力団員等との下請契約又は物品納入等契約の締結禁止

市と請負契約を締結した元請契約者は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（物品納入等契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第10条第2項）

建設業法第2条第4項に規定する下請契約とは…

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者その他の建設業を営む者との当該建設工事の全部又は一部について締結させる請負契約をいいます。

物品納入等契約とは…

たとえば生コンクリート（セメント、砂利、砂、化学薬品）、防音シート等の物品納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、産業廃棄物処理、土木作業員用の自動販売機の設置等が該当します。

他にも工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受けることについても当該契約に当たることとなります。

(3) 暴力団員等との下請契約の締結禁止

下請業者は、暴力団員等との間で下請契約を締結することを禁止します。（第10条第3項）

(4) 暴力団員等との物品納入等契約の締結禁止

物品納入等契約者及び下請契約者は、暴力団員等との間で物品納入等契約を締結することと禁止します。（第10条第4項）

(5) 誓約書を徴する義務

市、元請契約者は、公共工事の契約を締結するに当たり、その相手方から、代表者本人のほか、法人等との場合はその役員や使用人についても暴力団員ではない旨の誓約書を徴しなければなりません。（第10条第5項）

◆契約金額が150万円未満の場合は、誓約書を徴する必要はありません。

ただし、1件の公共工事に関し、同一の当事者間において締結された下請契約及び物品納入等契約が2件以上あり、その契約金額の総額が150万円以上となる場合は誓約書を徴する必要があります。

(6) 誓約書の保管義務

市、元請契約者等は、誓約書を5年間保管しなければなりません。（第10条第6項）

(7) 報告又は資料の提出

市は、第10条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができます。（第15条）

◆罰則

- 誓約書に暴力団員ではない旨の虚偽記載をして提出した者
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第19条第1項）
- 誓約書を徴しなかった者、誓約書を5年間保管しなかった者

⇒ 5万円以下の過料（第19条第2項）

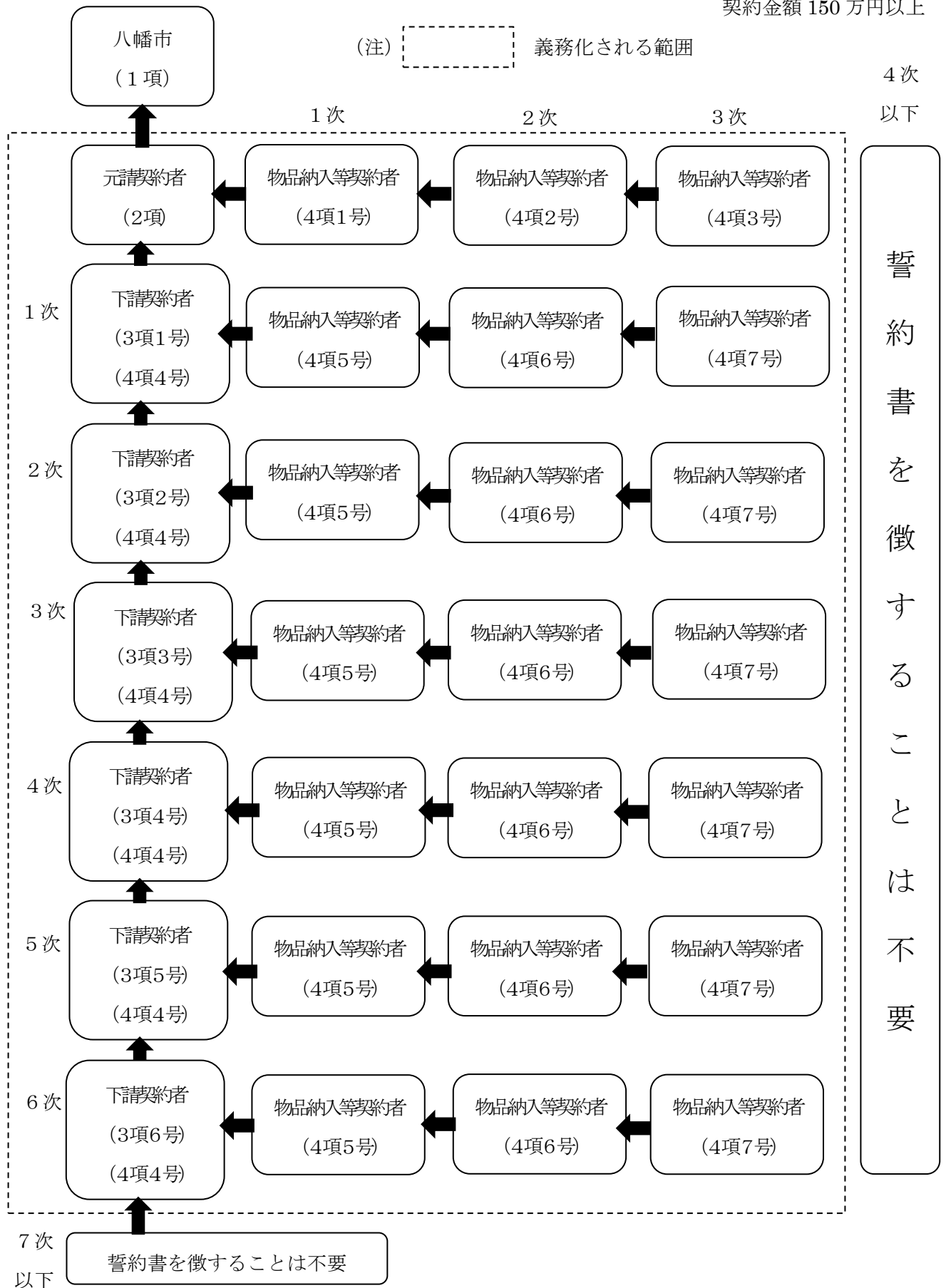
- 市への報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

⇒ 20万円以下の罰金（第19条第3項）

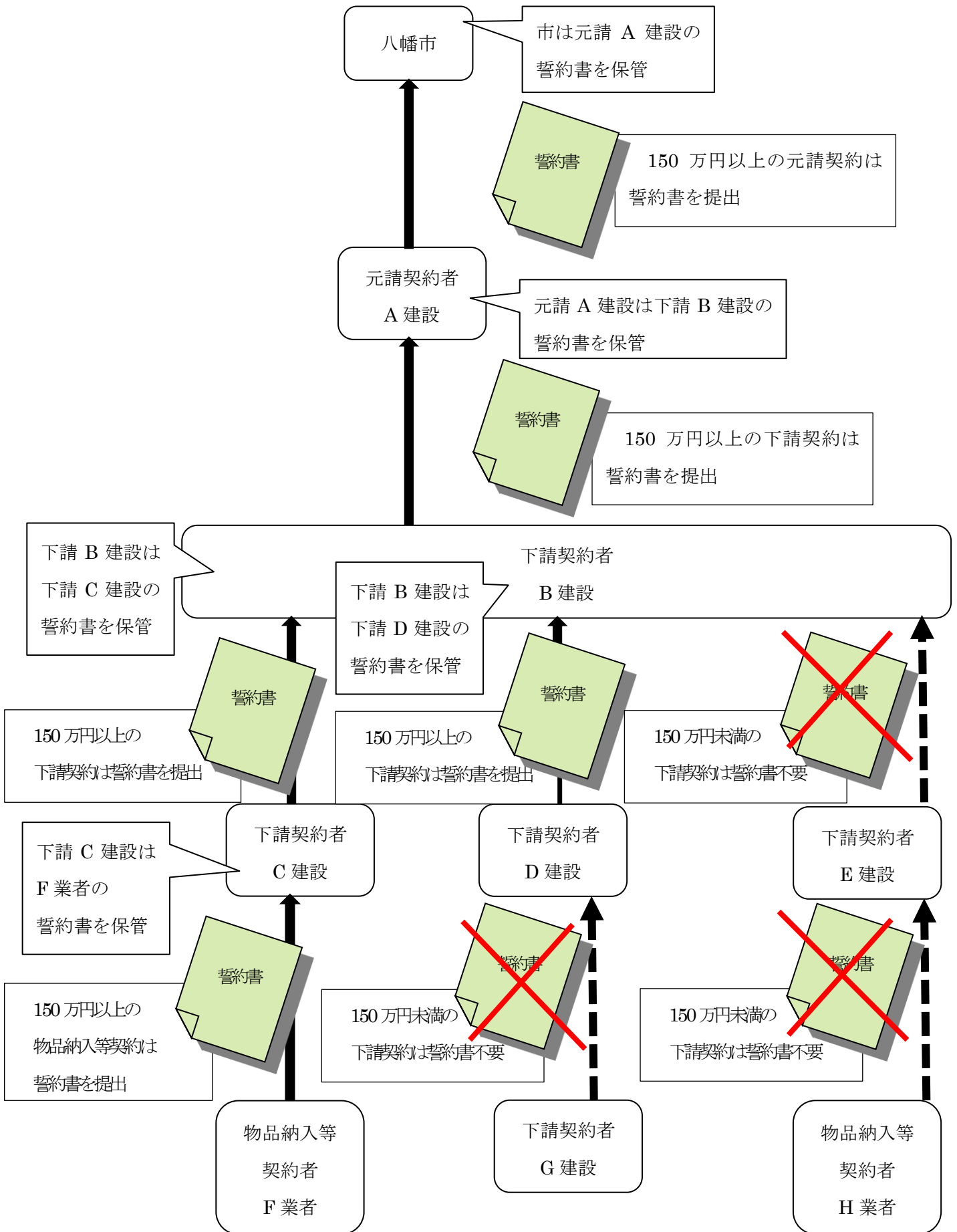
2 公共工事から暴力団を排除する範囲

＜誓約書を徴すること及び保管することが義務化される範囲＞

契約金額 150 万円以上



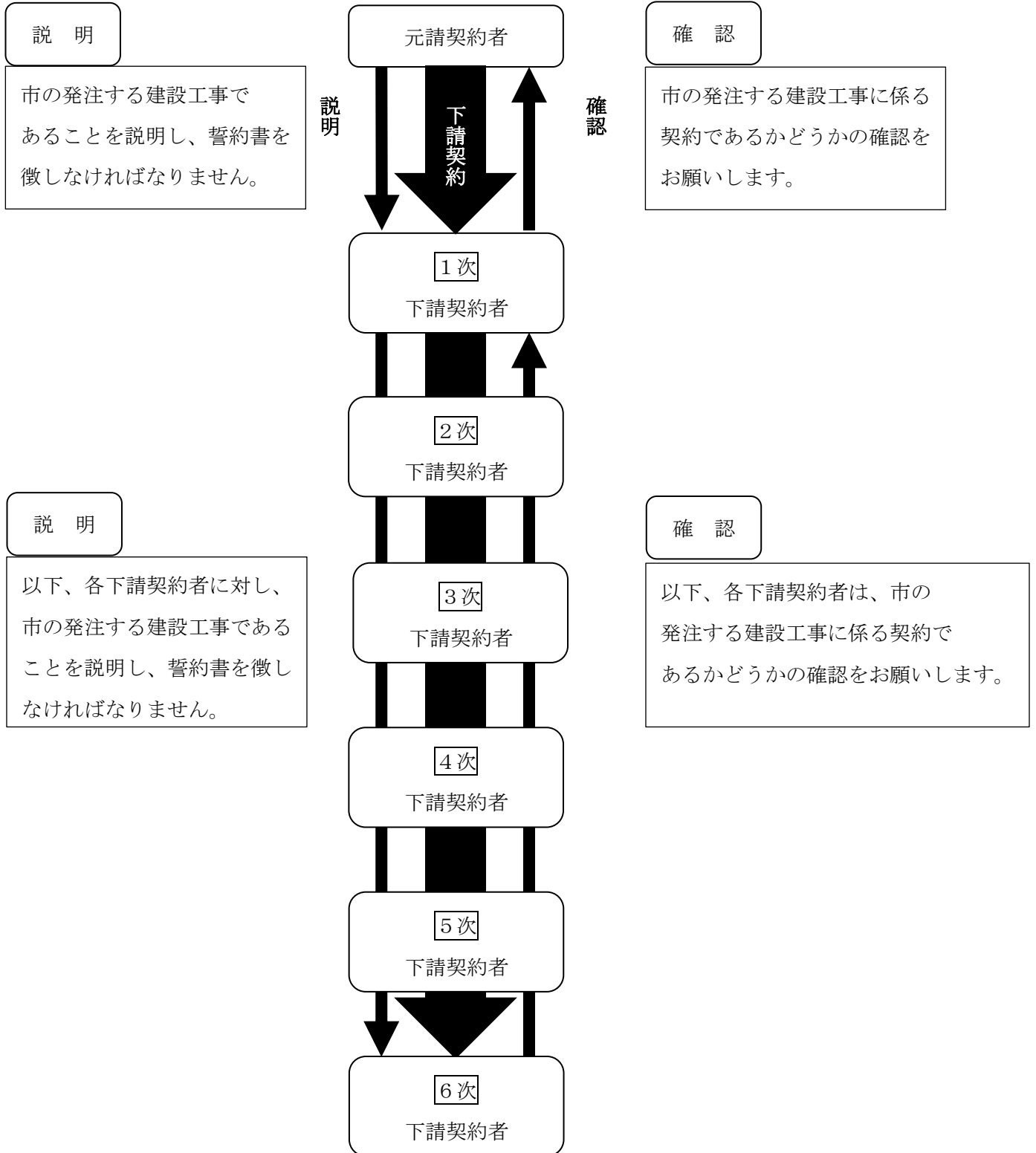
3 誓約書を徴する事例



4 下請契約等の誓約書に関する留意事項等

(1) 下請契約の説明と確認

下請契約や物品納入等契約を締結する際には、市の発注する建設工事であることの説明や確認をしてください。

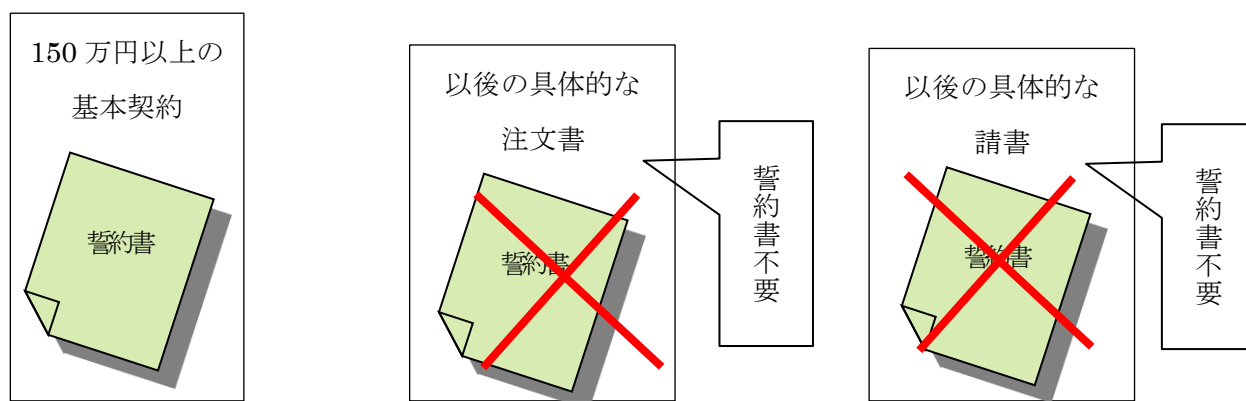


物品納入等契約においても、同様の説明、確認をしてください。

(2) 誓約書の徴収時期

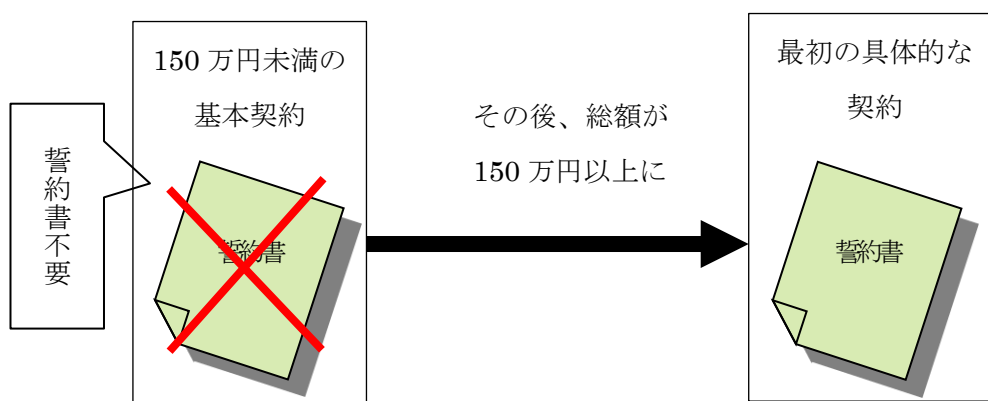
契約金額が 150 万円以上の場合

八幡市の公共工事に関連する基本契約の金額が 150 万円以上の場合の誓約書の徴収時期は、基本契約の締結の際です。以後の具体的な契約（注文書・請書）においては誓約書を徴することは不要です。



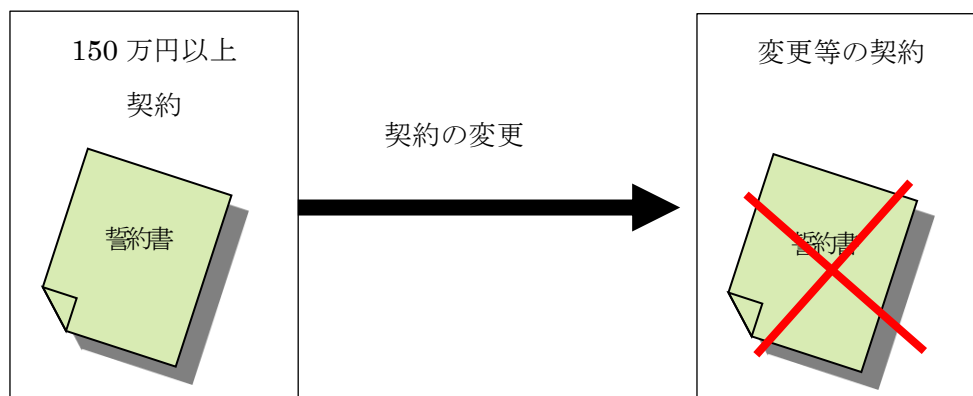
契約金額が 150 万円未満となる見込みで、その後 150 万円以上となった場合

八幡市の公共工事に関連する基本契約の額が 150 万円未満となる見込みであるため誓約書を徴しなかった場合で、その後、当該基本契約の締結に基づく契約金額の総額が 150 万円以上となった場合の誓約書の徴収時期は、最初の具体的な契約（注文書・請書）の締結の際です。以後の具体的な契約においては誓約書を徴することは不要です。



(3) 契約変更に係る誓約書の徴収

市が発注する 1 件の建設工事について、すでに誓約書を徴している場合で、その後当該契約の変更等の契約を締結した場合は、改めて誓約書を徴することは不要です。



(4) 誓約書徴収開始時期

平成 25 年 10 月 1 日以降に契約を締結する案件から誓約書の提出が必要です。(既に契約済みの案件でも誓約書が未提出の場合で、変更契約後の 150 万円以上のなる場合や、新たに下請契約を締結する場合も、誓約書の提出が必要です。)

5 誓約書の様式

誓約書の様式は、「八幡市暴力団排除条例施行規則」にて定められています。

別記様式（第 条関係）

年 月 日

様

住所（所在地）

氏名（法人名・代表者名）

印

〔法人にあつては、名称、代表者名
及び主たる事務所の所在地〕

誓 約 書

私並びに八幡市暴力団排除条例（平成25年八幡市条例第2号。）第2条第3号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第2号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約

条例に関するお問い合わせ：八幡市総務部防災安全課

（TEL 075-983-1111）

契約に関するお問い合わせ：八幡市総務部契約検査課

（TEL 075-983-1111）